

デ・レーケ導流堤に関する検討会 規約

(名 称)

第1条 本会は、デ・レーケ導流堤に関する検討会と称する。
(以下「検討会」という。)

(目 的)

第2条 検討会は、デ・レーケ導流堤に計画されている筑後川橋梁の橋脚設置において、施工時における導流堤の調査計画や解体方法、復元方法等について、基本方針や課題などを検討し助言をする。

(組 織)

第3条 1. 検討会は、第2条の目的達成のため学識経験者等で構成する。
2. 検討会の構成は、別紙のとおりとする。

(運 営)

第4条 1. 検討会には会長を置く。
2. 会長は、委員の互選により選出し、検討会を統括する。
3. 会長は、検討会を召集し、会の進行を務める。
4. 会長は、必要に応じ臨時委員を参加させることが出来る。

(所業事務)

第5条 検討会は、次の事項について事務を掌握するものとする。
1. 検討事項に関する内容の決定
2. その他委員会において必要が生じた事項

(事務局)

第6条 事務局は、福岡国道事務所に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が定めるものとする。

(付 則) この規則は、平成25年3月21日から施行する。